

JRIS 一問一答

一問一答【2011】1号

2011年3月1日

日綜(上海)投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳明憲

E-mail: meiken@jris.com.cn

URL: <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区陸家嘴環路1000号

恒生銀行大廈18楼41室

電話: 021-68411288 fax: 021-68411287



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

質問:

通関時の通貨種別と決済時の通貨種別が異なるときの送金手続きについて教えてください。

回答

人民元による貿易決済が開始されたため、通関時の申告通貨と決済時の通貨が異なるケースが発生することが出てきました。今回は《浙江省：クロスボーダー貿易人民元決済における通関通貨種別と決済通貨種別が不一致の場合の業務操作手引き（施行）》¹に基づいて紹介いたします。なお、同手引きは中継貿易には適用されません。

1. 通関時の通貨と回収支払い時の通貨が異なる場合の送金手続き

外貨通関人民元支払い、人民元通関外貨支払いの両方のケースについて紹介します。

(1) 輸出回収

外貨通関輸出、人民元回収	人民元通関輸出、外貨回収
<p>① 企業外貨通関輸出における人民元回収で輸出回収調査待ち口座への入金が必要としないが、《クロスボーダー業務人民元決済回収説明》に基づいて到人民元決済銀行で輸出回収人民元転ネットワーク調査手続きを行い、人民元決済銀行は企業の電子口岸操作員 IC カードを使用して、中国電子口岸輸出回収人民元転ネットワーク調査システムにログインして企業の対応する回収叶限度額を減額する。</p> <p>② 輸出企業が国際収支申告を行うとき、輸</p>	<p>① 輸出企業は以下の資料に基づいて決済銀行に輸出回収調査待ち口座資金を形状項目口座に振り替えまたは直接人民元転することを申請： (i) 《輸出回収説明》（人民元輸出通関と対応する収入明細情報を明記）； (ii) 紙ベース輸出通関単。</p> <p>② 決済銀行は企業に対して貿易真实性審査を行った後、簽注対応する紙ベース通関に付記し且つコピーを保存し、そして企業のために外貨回収人民元転手続きを行</p>

¹ 杭銀発[2010]279号

<p>出核銷における回収を選択のこと。</p> <p>③ 輸出回収人民元転ネットワーク調査手続きを行った後、決済銀行は外貨回収に照らして企業のために輸出回収核銷専用つづりを発行し、企業は正常に輸出回収核銷手続きを行う。</p> <p>④ 輸出企業は税務部門の関連規定に従って輸出貨物税額還付（免除）手続きを行う。</p>	<p>い、そして人民元通関輸出及びそれと対応する外貨収入台帳に登録する。</p> <p>③ 輸出企業は税務部門の関連規定に従って輸出貨物税額還付（免除）手続きを行う。</p>
--	---

(2) 輸入支払い

外貨通関輸入、人民元支払い	人民元通関輸入、外貨支払い
<p>① 輸入企業は以下の資料に基づいて決済銀行で貨幣種別不一致業務報告を行う。</p> <p>(i)《クロスボーダー業務人民元決済輸入支払い説明》(外貨輸入通関と人民元支払い詳細情報を明記)</p> <p>(ii)紙ベース輸入通関単</p> <p>(iii)輸入対外支払い調査証憑(国外、国内送金申請書；国内、対外支払い/引受け通知書)。</p> <p>② 決済銀行は企業が提供する上記証憑を審査した後、直接企業のために人民元支払い手続きを行うことができ、外貨通関輸入及びそれと対応する人民元支払い台帳に登録し、そして30営業日以内に外貨局輸入管理部門に人民元支払い情報を報告する。</p>	<p>① 輸入企業は以下の資料に基づいて決済銀行で貨幣種別不一致業務報告を行う：</p> <p>(i)書面状況説明（企業公章を押捺し且つ外貨支払いと対応する人民元通関輸入明細情報を明記)</p> <p>(ii)紙ベース輸入通関単</p> <p>(iii)輸入対外支払い調査証憑（国外、国内送金申請書；国内、対外支払い/引受け通知書)。</p> <p>② 決済銀行は外貨局の規定に依って企業の相応する有効な証憑と商業書類を審査してコピーを保存し、同時に人民元通関輸入及びそれと対応する外貨支払い台帳に登録する。外貨局が規定する「B類」、「C類」企業に対しての輸入対外支払い手続きについては、相応する外貨管理政策を参照して執行。</p>

2. 人民元支払いにおける延払い

《クロスボーダー人民元決済試点管理弁法実施細則》(銀発[2009]212号の第二十三条で、「クロスボーダー貿易項目で関係する居住者の非居住者に対する人民元負債は、当面外債統計モニタングの関連規定に従って、国内決済銀行、国内代理銀行及び試点企業により現有的システムで登記を行うが、外債管理に納入しない。」とあります。1987年8月に公布

された《外債統計モニタリング暫定規定》では外商投資企業の延払いについては個別登記が必要で、1997年9月に公布された《外債統計モニタリング実施細則》では延払いを「90日以上の輸入での貿易ファイナンスを指す」と定めています。この文脈ですと90日以上の人民元延払いについては個別登記が必要になってくるように読み取れます。

実務面ですが、外貨建て通関・人民元支払いと人民元建て通関・人民元支払いの二つのケースで見た場合、前者は90日、後者は210日を境目として延払いであるか否かを判別しているようです。210日については明確な規定はなく、人民銀行よりの指導により当該ケースは報告することとされているようです。

人民元延払いの登記を要求する地域としない地域とがあり、地域によって実務面の差が発生していることが十分にありえますので、実際に当該オペレーションを行う場合は、最終的な確認を行うことをお勧めいたします。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。